

C 大学院生、養護教諭特別別科学生、学部学生(私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者)

令和6年度 授業料等減免・徴収猶予申請のしおり

北海道教育大学

はじめに

本学における令和6年度の授業料及び入学料の減免及び徴収猶予(以下「授業料等減免」という。)については、申請者の入学年度、所属、要件の有無等によって、対象となる制度が異なります。

申請を希望する方は、下記A・B・Cのいずれの区分に該当するか確認の上、所定の様式に必要書類を添えて、申請のしおりに記載する期限までに提出してください。

A【学部学生】令和2年度以降入学者

○対象者

令和2年度以降に入学した学部学生のうち、以下の基礎要件を満たす者

(1)日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること。

(2)高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であること。

※私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者は、《下記 C》の制度に該当します。

○対象となる制度

高等教育の修学支援新制度

B【学部学生】令和元年度以前入学者

○対象者

令和元年度以前に入学した学部学生のうち、基礎要件《A(1)及び(2)》を満たす者

※私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した方は、《下記 C》の制度に該当します。

○対象となる制度

高等教育の修学支援新制度及び追加支援制度

C 大学院・別科・学部学生(上記AまたはBに該当する方を除く)

○対象者

大学院生、養護教諭特別別科学生、学部学生(私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者)

○対象となる制度

高等教育の修学支援新制度対象外

C 大学院生、養護教諭特別科学生、学部学生(私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者)

令和6年度 後期分

授業料減免・授業料徴収猶予 申請のしおり

◎【重要】前後期一括申請された方について

- ・前期に前後期一括申請された方で、前期申請時(4月1日)から家計・家族状況等に変更がない場合は、後期に改めて手続きをする必要はありません。
- ・前期申請時(4月1日)から後期申請時(10月1日)の間で家計・家族状況に変更がある場合は、後期申請期間内にあらためて後期分の申請が必要となりますので、「授業料減免(追加支援)申請書」を記入の上、変更部分の証明書等と併せて提出してください。
- ・6. その他注意事項等 を併せてご確認ください。
- ・減免・徴収猶予申請の結果は前期(7月頃)と後期(12月頃)で別々にお知らせします。
- ・授業料減免の判定は各期で行うため、前期と後期の申請結果が異なることがあります。

申請書類の提出方法・提出期限等

申請書類の提出期限は令和6年9月20日(金)です。

申請書に必要な書類を添えて提出してください。申請に必要な書類は 4. 提出書類 をご覧ください。

申請書類は、学生の所属する下記 書類提出先及び問い合わせ先 へ直接持参していただくか、配達状況の分かる方法(簡易書留・レターパック等)により送付してください。

申請をした場合は、結果が判明するまでの間は、決して授業料を納入しないでください。

(結果が判明するまでの間、授業料の納入が猶予されます。口座振替の手続をされている方は、結果が判明するまで引落はされません。)

選考の結果等

◎授業料減免申請…後期分の選考結果は、12月頃に学生本人及び連帯保証人に通知します。

◎授業料減免申請と併せて徴収猶予を申請…減免申請の選考結果と共にお知らせします。

◎授業料徴収猶予のみの申請…選考結果は、10月下旬～11月上旬頃に学生本人及び連帯保証人に通知します。

書類提出先及び問い合わせ先

【8:30～17:15(土、日曜日、祝日を除く)】

- | | |
|----------------|--|
| ○札幌校 学生支援課 | 電話 011-778-0269 FAX 011-778-0634
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号 |
| ○旭川校 教育支援グループ | 電話 0166-59-1231 FAX 0166-59-1226
〒070-8621 旭川市北門町9丁目 |
| ○釧路校 教育支援グループ | 電話 0154-44-3234 FAX 0154-44-3227
〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号 |
| ○函館校 教育支援グループ | 電話 0138-44-4348 FAX 0138-44-4380
〒040-8567 函館市八幡町1番2号 |
| ○岩見沢校 教育支援グループ | 電話 0126-32-0443 FAX 0126-32-0615
〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番 |

・優先的に全額免除を適用する方の対象について

令和6年度授業料減免の実施にあたっては、次に該当する方は優先的に全額免除を適用します。

- (1) 社会的養護を必要とする学生(18歳時点で、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している者またはしていた者、又は、18歳時点で、里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託者のもとで養育されている者又はされていた者)
- (2) 家計支持者の住民税が非課税(市町村民税所得割額0円)である者

・上記に該当する場合の提出書類について

上記の(1)～(2)に該当する方におかれましては、次の書類を申請書に提出してください。

- (1)の提出書類 施設等在籍証明書 又は 児童(里親)委託証明書等
- (2)の該当者については、申請時に提出いただく「住民税課税証明書」等により確認を行います。

・申請者全員が必ず提出しなければならない書類について

授業料減免を申請する方には必ず「市区町村民税所得割額の金額が確認できる証明書(現在提出できる最新のもの)」を提出いただきます。提出が必要となるのは同一世帯の父母(父母がいない場合は、学生本人の生計を支えている方)のみです。

また、「所得証明書」については同一世帯の全員分(就学者を除く)が必要となります。

つきましては、同一世帯の父母は「所得証明書(課税状況が明記されているもの)」「所得・課税証明書」を提出いただくか、「所得証明書」と「住民税(非)課税証明書」の両方をご提出願います。

なお、「所得・課税証明書」や「住民税(非)課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。市区町村の証明書窓口にて、市区町村民税の「所得割額」が記載された証明書をご確認願います。

※所得証明書などから住民税課税世帯であると推察可能な場合であっても、ご提出願います。

1. 授業料減免

授業料減免は、経済支援の一環として行っており、下記に該当し免除が必要と認められる場合に、選考のうえ、授業料の全額又は一部が免除される制度です。※予算の都合上、免除される人数に限りがあります。

《授業料免除の対象者》

次の各号のいずれかに該当する者

- ① 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

※特別な理由がなく標準修業年限(学部生4年、大学院生2年(長期履修学生を除く。))を超過している者は対象者とはなりません。

- ② 前期は4月30日、後期は10月31日以前6か月以内(新入生の前期については入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者で納付が著しく困難であると認められる場合。
- ③ 上記②に準ずる場合で、学長が相当と認める事由がある者で納付が著しく困難であると認められる場合。

2. 授業料徴収猶予

授業料の徴収猶予は、下記に該当し、徴収猶予が必要と認められる場合に、選考のうえ、授業料の徴収が一定の期日まで猶予される制度です。

《授業料徴収猶予の対象者》

納入期限までに授業料の納入が困難である者

《授業料徴収猶予期限》

徴収猶予が許可された場合の納入期限は、前期分は令和6年9月末日予定、後期分は令和7年2月末日予定となります。

3. 選考基準

選考は、学力評価及び家計評価が本学で定める基準内である者を対象として行います。

【学力評価の基準】

授業料免除の対象者の「学業優秀と認められる場合」とは、下表の基準に該当する場合です。

	新入学生	在學生
学部学生	(学部学生の新入学生については学力基準を問いません。)	以下の両方ともに該当すること ・前年度までの通算GPAの値が2.0以上(1.0以上) ・前年度までの修得単位数が次の基準値以上 2年次 31単位以上 3年次 62単位以上 4年次 93単位以上
学部学生 (編入学生)	出身大学等で修得した科目の評点が次ページの別表の基準値を満たす場合	前年度までの通算GPAの値が2.0以上(1.0以上)
大学院生	以下のいずれかに該当すること ・入学試験の成績が学生本人の所属する専修の上位1/3以内(1/2以内) ・出身大学等で修得した科目の評点が次ページの別表の基準値を満たす場合	以下の両方ともに該当すること ・前年度まで修得した科目の評点を、Aを4、Bを3、Cを2、Dを1に換算して全て合算し、全修得科目数で除して得た値が2.0以上(1.0以上) ・前年度までの修得単位15単位以上(長期履修学生は別基準)
別科	入学試験の成績が別科の上位1/3以内(1/2以内)	

※()の数値は、特例(経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある場合)の基準です。

※GPAについては、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」を参照してください。

別表

評価方法	算定方法及び基準値
①7段階評価(10点法) 例:10、9、8、7、6、5、不可	修得した科目の評点を全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が7.0以上(6.0以上)
②5段階評価 例:A、B、C、D、不可	修得した科目の評点を、Aを4、Bを3、Cを2、Dを1に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が2.0以上(1.0以上)
③4段階評価 例:A、B、C、不可 優、良、可、不可	修得した科目の評点を、優・Aを9.0、良・Bを6.5、可・Cを5.0に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が7.0以上(6.0以上)

※()の数値は、特例(経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある場合)の基準です。

【家計評価の基準】

申請者の属する世帯の給与、売り上げなどの1年間の「総収入金額」から、本学基準で定めた「必要経費」及び「特別控除」の額を差し引いた「総所得金額」が、本学基準で定めた「収入基準額」以下である者が免除の選考対象者となります。

なお、申請者が住民税非課税世帯に該当する場合は、優先的に全額免除となります。

※授業料免除制度は、予算の範囲内で実施しているため、該当者が多数の場合は全員が必ず基準どおりに免除されるわけではありません。

また、「家計評価」は世帯全員の収入だけではなく、世帯内の就学者の人数や通っている学校の種類(公立・私立)、世帯人数等により算出し、それが授業料の全額又は半額の免除に該当するかどうかを判定します。

このため、上記の例と同じ世帯構成や年収等であっても、免除結果が異なる場合もありますことを予めご承知おき願います。

【減免の特例について】

学力評価の基準を満たしていない場合でも、次のいずれかに該当し、経済的困窮度の高い者については、特例として選考の対象とします。

・母子世帯又は父子世帯の者

※母子世帯又は父子世帯の定義は次のとおりです。

○以下のいずれかに該当する世帯

a.母又は父と18歳未満の子の世帯。

b.母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

c.18歳未満の子の世帯。

d.祖父母と18歳未満の子の世帯。

e.配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯。

f.配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

※18歳以上の就学者(本人を含む)及び長期療養者、心身障害者等で経済力のない人は18歳未満として扱います。

※「経済力のない祖父母」とは前年の所得金額が50万円以下(別に定めた必要経費控除後の金額)の場合をいいます。(詳細は各校の教育支援グループ(札幌校は学生支援課)に照会してください。)

・生活保護世帯の者

・学生本人が、障害者である者

・主たる家計支持者及び学生本人が原子爆弾の被爆者である者

4. 提出書類

授業料減免・徴収猶予申請に必要な書類は下表のとおりです。下表及び各様式に記載された注意事項を確認の上、提出してください。

提出を要する者	必要書類(証明書等)	発行先	注意事項
○申請者全員	・ 授業料減免申請書 ・ 授業料減提出書類確認票	各校教育支援グループ (札幌は学生支援課)	5. 申請書の記入要領を確認してください
○次に該当する申請者 ・大学院の新入学生 ・編入学・社会人及び私費外国人留学生入試による新入学生	・出身校の 成績証明書	出身校	
○同一世帯の父母 (同一世帯の父母がいない場合は、学生本人の生計を支えている人) ○申請者本人(申請者が独立生計者又は社会的養護を必要とする者である場合)	・市区町民税所得割額の金額が確認できる証明書(住民税(非)課税証明書、所得・課税証明書等。証明書の名称は、市区町村によって異なる場合があります) ※申請時点で発行可能な最新のもの	市区町村役場	所得・課税証明書(所得と課税状況の両方が明記された証明書)を提出いただく場合、下欄の「所得証明書」は提出不要です
○生計を共にする家族(全員分) ○申請者本人(申請者が独立生計者又は社会的養護を必要とする者である場合) ※独立生計者又は社会的養護を必要とする者でない申請者本人及び申請者本人以外の就学者(小・中学生、高校生、大学生等)は不要	・所得証明書 ※申請時点で発行可能な最新のもの	市区町村役場	・無職の場合でも提出してすること。 ・同一生計であれば別居中でも提出すること。
○申請者本人(全員)	(様式1) アルバイト等収入状況申立書 ※収入のある場合は、下記の収入に関する証明書も併せて提出すること。		アルバイトをしていない場合でも提出すること

以下は該当する方のみ必要な提出書類です。左欄に該当する方は必要書類を提出してください。

提出を要する者	必要書類(証明書等)	発行先	注意事項
○授業料徴収猶予申請者	・ 授業料徴収猶予申請書	各校教育支援グループ (札幌は学生支援課)	
○申請者本人が給付型の奨学金を受けている場合	・給付奨学金採用候補者決定通知のコピー ・ 奨学金受給額証明書 等のコピー	奨学金支給元	貸与型の奨学金は除く
○社会的養護を必要とする者	・施設等在籍証明書 ・児童(里親)委託証明書	施設長等 里親等	
○給与所得者	・令和5年分 源泉徴収票 (コピー)	勤務先	パート、アルバイトを含む
○事業・配当・営業・不動産・雑所得等のある方	・令和5年分 確定申告書 、青色申告書、収支内訳書、農業所得計算書等のコピー(※受付印のあるもの) ※確定申告をしていない場合は、市区町村長へ提出する令和5年度市(町)民税申告書等で令和5年分の収入金額、必要経費、所得金額がわかる書類を提出してください。		確定申告書は第一票(A表又はB表)の他、第二票も提出してください。
○商・工・農・林・漁業所得のある方、転作奨励金等を交付された方			
○前年途中又は今年新たに就職した方	・(様式2) 給与支給(見込)証明書 ・発行が難しい場合は、勤務開始から現在までの給与明細書のコピー)	勤務先	
○家庭教師をしている方	・(様式3) 家庭教師に関する証明書	家庭教師依頼主	

○内職収入のある方 ○家族以外から仕送りや養育費等の援助を受けている方	・収入を証明する書類又は (様式4)内職収入に関する申立書 ・養育費・援助に関する申立書		
○無職の方	・(様式5)無職・無収入の申立書		18歳以上で就学、就職していない方
○年金・恩給受給者	・年金振込通知書の最新のもの ・年金改定通知書の最新のもの ・令和5年分年金所得の源泉徴収票以上のうちいずれかのコピー	日本年金機構等 (旧社会保険庁)	受給者氏名及び1年分の金額がわかるように添付してください。
○児童扶養手当受給者	・児童扶養手当通知書等のコピー	市区町村役場	
○雇用保険受給者 (失業者及び季節労働者)	・雇用保険受給資格者証、雇用保険特例受給資格者証等のコピー(両面)	職業安定所 (ハローワーク)	昨年1年間の受給額が記載されているもの
○申請前6か月以内(令和6年4月1日～令和6年9月30日)に臨時所得(退職金・保険金等)があった方	・退職金・保険金の支払(予定)証明書のコピーなど収入を証明する書類	勤務先 保険会社等	
○生活保護受給世帯	・保護決定(変更)通知書等のコピーなど受給額のわかる書類(直近1年間分)	社会福祉事務所等	
○国立の高専・大学・大学院等に兄弟姉妹が就学している場合	・(様式6)在学・授業料減免状況証明書 (令和6年10月1日以降の証明が必要)	在学学校	提出期限 10月11日 (金)
○上記以外の大学(公私立)及び専修学校に兄弟姉妹が修学している場合	・在学証明書 (令和6年10月1日以降の証明が必要)	在学学校	提出期限 10月11日 (金) 高校生以下は不要です。
○主たる家計支持者が別居している場合	・(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申立書 ・支出を証明する領収書等のコピー		
○長期療養者のいる世帯 ※長期療養者とは、申請時において6か月以上にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められる人をいい、一過性の医療費を除きます。	・医師等の証明書(診断書等) ・(様式8)長期療養に係る医療費控除証明書 ・6か月分以上の支出証明書(領収書等、医療費等の支払金額がわかるもの)のコピー	医師、病院等	※保険等により補てんされた金額は除かれます。
○障害者のいる世帯	・身体障害者手帳等のコピー (特別児童扶養手当受給者証や、障害児通所支援受給者証等のコピーを含む)	市区町村役場	
○【後期】10月31日以前6か月以内(令和6年5月1日～令和6年10月31日)に主たる家計支持者が死亡した世帯	・死亡者分の上記の所得関係証明書、退職金・保険金等臨時所得の証明書のコピー、住民票等	勤務先 市区町村役場等	
○【後期】10月31日以前6か月以内(令和6年5月1日～令和6年10月31日)に火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	・被災証明書、被災額証明書、災害(損害)保険等支払証明書等、令和5年分確定申告書のコピー	消防署 市区町村役場等 保険会社	
独立生計者である大学院生	・申告者本人が被扶養者でないことを示す書類 (父母等の源泉徴収票・確定申告書のコピー)	勤務先 市区町村役場等	※独立生計者として認定される場合、「所得税法上、父母等の扶養親族でないこと」「本人(配偶者を含む)に収入があり、所得証明書が発行されること」の3つが必要条件であり、それを判断するための書類が必要です。
	・住民票(世帯全員の記載のもの)	市区町村役場等	
	・本人・配偶者分の所得証明書(最新のもの) ・本人・配偶者分の令和5年分の所得に関する書類(源泉徴収票・確定申告書等のコピー) ・健康保険証のコピー	勤務先 市区町村役場等	

5. 申請書の記入要領

申請書の記入にあたっては、令和6年10月1日以降の内容で記入してください。

特に、就学者の状況にはご注意ください。

- ・学生本人が、黒色のボールペン、万年筆等で記入してください。
- ・なお、不明な点があれば鉛筆書きにし、教育支援グループ（札幌校は学生支援課）担当者に相談してください。
- ・記入誤りを訂正する場合は、誤った箇所を二重線で抹消し、上部など空いているスペースに訂正後の内容を記入してください。
- ・所得等の金額は、千円単位で記入してください。（千円未満切り捨て）

1 「本人」欄

- ・通学区分は、10月1日以降の該当する方を○で囲んでください。
- ・前年度の奨学金受給状況欄は、令和5年度に受給している給付型の奨学金のみ記載してください。（日本学生支援機構の奨学金（給付および貸与）及び日本学生支援機構以外の貸与型の奨学金は除く）
- ・アルバイト収入等がある場合は、この「本人」欄ではなく「収入状況」欄の本人欄に金額を記入してください。

2 「家族状況」欄

- ・申請時(令和6年10月1日)現在の家族構成に基づいて各項目を記入してください。
- ・同居・別居を問わず、申請者と生計を共にする者全員を記入してください。
- ・「続柄」欄には、申請者本人からみた続柄を記入してください。

[1] 「就学者を除く家族」欄

- ・別居し、かつ、生計を共にしない兄弟姉妹・祖父母等は記入する必要はありません。
- ・未就学児童(幼稚園・保育園児等)、各種学校学生(専修学校の認定を受けていない学校)、予備校在生(浪人生)等は、この欄に記入してください。
- ・「職業」及び「勤務先・役職名」欄には、具体的な職種及び会社名・店名(自営)等を記入してください。
- ・年金等を受給している場合は「年金受給者」、無職の場合は「無職」を「職業」欄に記入してください。
- ・“父”又は“母”が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に記入せず、裏面の「母子・父子世帯」欄に必要事項を記入してください。
- ・大学院生で、以下の全てに該当する場合は独立生計として認定します。
 - ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ②父母等と別居している者
 - ③本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

この場合、本人及び配偶者等の所得金額を「収入状況」欄に記入し、所得に関する証明書、父母等の扶養親族でないことが確認できる書類を添付してください。

[2] 「就学者(本人を除く)」欄

- ・就学者全員についての学校名・学年等を記入し、各項目の該当するものに○を付けてください。(10月以降の学校名・学年等を記入)
- ・就学者とは、小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院・専攻科・別科を含む)、特別支援学校、専修学校(高等課程・専門課程在学者)に在学する人です。
- ・専修学校の場合には、正式な学校名を記入し、所在市町村名を記入してください。「専高」は専修学校高等課程、「専専」は専修学校専門課程です。
- ・高校生以上の兄弟姉妹が国立の大学(大学院含む)及び高等専門学校に在学している場合は、「(様式6)在学・授業料免除状況証明書」をもとに前年度(令和5年4月～令和6年3月)の授業料減免の有無等について記入してください。

3 「収入状況」欄

同居・別居を問わず、申請者と生計を共にする者全員(住所が同じ方を含む)の収入の状況を記入してください。
次の区分により所得金額を記入してください。

区分		所得（職業）の種類	
給与収入		源泉徴収票・給与証明・証書等をもとに、令和5年1月～令和5年12月の給与収入を個人別に記入して下さい。年金収入、傷病手当金、児童扶養手当、失業給付金、障害者手当等も給与所得に含みます。	
給与所得以外の収入	商工業	令和5年1月～令和5年12月までの収入金額から必要経費を差し引いたものを所得金額として記入して下さい。	確定申告書等をもとに商業、工業による所得を記入してください。
	農林水産業		確定申告書等をもとに農業、林業、水産業、漁業による所得を記入してください。
	その他		① 開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・浴場業・理美容業・旅館業・クリーニング業等の職業による所得を記入してください。② 大工・左官等の職業による所得(建築会社に勤務し、一定の給与を受けている場合は、給与収入欄に記入)を記入してください。
	その他の雑所得	① 家賃・貸間代、地代、利子・配当、内職、親戚等の援助の所得を記入してください。 ② 本人にアルバイト等の収入があり、源泉徴収票、給与証明等がない場合は、この欄に記入してください。「(様式1)アルバイト等収入状況申立書」に記入、提出してください。 ③ 「親戚等の援助」には、親戚等からの援助、養育費等を記入してください。	
上記以外の臨時所得	申請前6か月間(令和6年4月～令和6年9月)の退職(一時)金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等を記入してください。		

(注) 所得者の死亡・退職等の理由により、上記と収入状況が異なる場合は、申請時現在の収入状況を記入してください。

※所得の記入方法について

原則として前年分(給与所得・給与以外の所得)を申請書に記入します。ただし、前年途中または今年新たに就職・転職をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票又は確定申告書からは確認できませんので、(様式2)給与支給(見込)証明書を添付し、年収見込額を記入してください。

○給与所得の収入金額(税込)欄の記入について

源泉徴収票の「支払金額」欄に書かれている金額を千円単位(千円未満切捨)で記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号		(受給者番号)	
				(後職名)	
				氏名	キョウイク タロウ 教育 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	A) 千円 B) 円	千円 円	千円 円内 千円 円	円	
	2 500 350	1 550 000	2 050 000	0	
控除対象配偶者の有無等	配偶者控除の特例	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
有 従有	千円 円	特 定 老 人 其 他	人 人 人	特 別 其 他	人 人 人
	160 000	1	1		

※上記の例の場合は、申請書の「給料・役員報酬・専従者給与」の欄に 2,500(千円)と記入します。

授業料減免申請書

(令和6年10月1日現在)		申請区分	※前後期一括・前期	社会的養護を必要とする学生	非課税世帯	
ふりがな	年度(※入学・編入学)	年	□教育学部(校) □義護教諭特別別科 □大学院教育学研究科(校)			
氏名	学生番号		(大学記入欄)			
収入状況	本人	父	母	千円	千円	備考
	給料・役員報酬・専従者給与			2,500		
	年金(老齢年金・遺族年金等)					
	失業給付金					
	生活保護法による扶助費					
	児童扶養手当等					
	その他()					
計				2,500		

○給与以外の所得金額(税込)欄の記入について

事業所得のみの場合は、確定申告書の「所得金額」欄にある合計金額を記入してください。

事業所得と給与所得による複数の所得がある場合は、確定申告書の「収入金額等」欄に記載された該当する収入額(給与・年金等)を申請書「給与収入」の該当欄に記入し、事業所得を申請書「給与収入以外の所得」の該当欄に記入してください。

税務署長 令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

住所 002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号 個人番号 []

氏名 教育 太郎 性別 男 生年月日 3/12/12 住所主の氏名 教育太郎 本人

収入金額等	所得	課税される所得金額
事業等 ⑦	事業等 ①	26
農業 ⑧	農業 ②	27
不動産 ⑨	不動産 ③	28
利子 ⑩	利子 ④	29
配当 ⑪	配当 ⑤	30
給与 ⑫	給与 ⑥	31
公的年金等 ⑬	公的年金等 ⑦	32
その他 ⑭	その他 ⑧	33
短期 ⑮	短期 ⑨	34
長期 ⑯	長期 ⑩	35
一時 ⑰	一時 ⑪	36
事業等 ⑱	事業等 ⑫	37
農業 ⑲	農業 ⑬	38
不動産 ⑳	不動産 ⑭	39
利子 ㉑	利子 ⑮	40
計	計	41
		42
		43
		44
		45

※事業収入の他に、給与や年金等がある場合は、申請書の、収入状況の該当する欄に記入してください。

※上記の例の場合は、給与収入「年金(老齢年金・遺族年金等)」の欄に 300(千円)と、給与収入以外の所得「農業」の欄に 2110(千円)と、「その他の雑所得、家賃・地代・利子・配当」の欄に300(千円)と記入します。

授業料減免申請書

(令和6年10月1日現在) 申請区分 ※前後期一括・前期 社会的養護を必要とする学生 非課税世帯

氏名 [] 年度(※入学・編入学) 年 []

学生番号 []

教育学部(校)
 養護教諭特別科
 大学院教育学研究科(校)
 (大学記入欄)

収入状況	本人	父	母	千円			備考
				千円	千円	千円	
給与収入	給料・役員報酬・専従者給与						
	年金(老齢年金・遺族年金等)		300				
	失業給付金						
	生活保護法による扶助費						
	児童扶養手当等						
計			300				
給与収入以外の所得	事業等						
	農業		2,110				
	家賃・地代・利子・配当		300				
	親戚等からの援助						
	その他						
計			2,410				

4 「特別控除関係」欄

[1] 母子・父子世帯

母子世帯又は父子世帯に該当する場合は、記入してください。

養育費・扶助費を受けている場合、「(様式4)養育費・援助に関する申立書」を併せて提出してください。

[2] 障害者のいる世帯

生計を共にする家族に障害者がいる場合は、記入し、障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。

[3] 長期療養者

申請時現在において6か月以上にわたり療養中の者又は療養を要すると認められる者をいいます。

療養費は、「(様式8)長期療養に係る医療費控除証明書」及び申請時から過去1年以内に支払った金額がわかる書類(領収書等)を併せて提出してください。

※ ただし、健康保険等で医療給付(高額医療費等補填分を含む)を受ける金額及び損害賠償等で補填される金額は除いてください。なお、「診断書(病名・申請時現在において6か月以上療養を要する旨の期間・現在の状況を明記したもの)及び「支払証明書(月々の支払いが明記されたもの)・領収書の写し等」が必要です。

[4] 主たる家計支持者の別居

主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合、別居のために特別に支出している金額を記入し、併せて「(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書」を提出してください。

ただし、住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限り、会社等から住居費等を補助されている場合はその金額を除いてください。支払いを証明する書類が必要です。

[5] 火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯

各種証明書を併せて提出してください。

[6] 父母以外の者で収入を得ている者

生計を共にする家族に該当者がいる場合、記入してください。申請者本人及びその配偶者は除かれますが、年金等の収入がある祖父母については記入が必要です。

5 「申請事由」欄

- ・減免を希望するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を、学生自身が学生本人の立場で具体的に記入してください。
- ・ローンの返済で納入できない等の自己都合によるものは、授業料減免の判定には特に考慮されませんので、ご注意ください。
- ・家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経常的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、生活費の出所を詳しく記入してください。

6 「申請」欄

[1] 減免・徴収猶予の別

- ・授業料減免を申請する場合は希望する期(前後期一括・前期分)の欄に○印を付してください。
- ・判定の結果、全額免除とならなかった際、併せて、授業料徴収猶予申請を希望する場合は、別途「授業料徴収猶予申請書」を提出してください。

[2] 本人欄

- ・申請者本人(学生)が自署してください。
- ・住所は10月1日以降の住所を記載してください。

[3] 連帯保証人(父母等)欄

- ・連帯保証人が自署してください。連帯保証人は、学生保証人カード・誓約書に記載した父母等を記入してください。
- ・選考結果を通知する連帯保証人の氏名・住所は学生保証人カードに記載した父母等の氏名・住所となります。連帯保証人の住所等が変更になった場合は新しい連絡先を記入すると共に、各校教育支援グループ(札幌校は学生支援課)で変更手続きをしてください。(既に手続きしている方は不要です)

6. その他注意事項等

- ・提出期限を過ぎてからの申請は受け付けません。
 - ・「申請書」に記載された個人情報及び関係書類は、経済的支援に関する業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
 - ・減免の許可後に記載内容が事実と異なることが判明した場合は、減免の許可を取り消すこととなります。
(この場合は、直ちに授業料を納入していただきます。)
 - ・申請書提出後、記載内容等に変更が生じた場合は、直ちに申し出てください。
 - ・申請書受付の際、記載内容等についてお聞きすることがありますので、ご承知おきください。
 - ・申請内容について、後日、申請書に記入いただいた連絡先電話番号に確認の連絡をさせていただく場合があります。
 - ・前後期一括申請された方で、何らかの事情で後期分の減免申請を取り下げられる場合は(休学・退学等含む)、後期申請時までに各校教育支援グループ(札幌校は学生支援課)に申し出て、手続きしてください。
 - ・前期に前後期一括申請した場合でも、申請以降に家計状況・家族状況に変更が生じた場合(例示を参照のこと。)には、後期申請期間内にあらためて後期分の減免申請が必要となります。
(例)・前期申請時は、父親が会社員で給料を得ていたが、その後、会社を解雇され無職になった。
 - ・前期申請時は、母親が無職だったが、その後、パートに雇用された。
 - ・前期申請時は、誰も病気をしていなかったが、その後、同居の祖母が病気になり多額の療養費がかかるようになった。
 - ・前期申請時に同居していた兄弟が、独立して家を出て、別生計となった。
 - ・前期申請時以降に、退職金を受け取った。等
- ※上記は変更の例示です。詳細は各校教育支援グループ(札幌校は学生支援課)に確認してください。